

長浜市生涯学習社会づくり基本方針

— みんながつながり、みんなで育む かがやく長浜^{ひと}人 —

平成30年3月

長 浜 市

目 次

はじめに	P. 1
I. 基本方針策定の趣旨	P. 2
1 基本方針策定の必要性	P. 2
2 基本方針の位置づけ	P. 2
3 生涯学習の理念	P. 2
4 関連する計画等	P. 3
II. 長浜市における生涯学習の現状と課題	P. 5
1 生涯学習の現況	P. 5
2 これまでの取組の成果	P. 6
3 課題	P. 7
III. 生涯学習社会の目指すべき姿	P. 8
1 基本目標	P. 8
2 基本目標の設定期間	P. 8
3 基本目標の設定理由	P. 8
IV. 生涯学習社会づくりを推進するための施策の方向性	P. 10
1 展開する施策	P. 10
2 施策の方向性	P. 11
V. 基本方針の推進に向けて	P. 12
1 各主体の取組	P. 12
2 推進にあたって	P. 13

はじめに

生涯学習は、家庭や地域、学校などの場で、教育や文化活動、趣味・スポーツ・レクリエーション・ボランティア活動などにより、一人一人が夢のある充実した人生を送り、心豊かな暮らしを求めて行う活動です。しかしながら、近年の少子高齢化や過疎化の問題は、社会経済活動やコミュニティ機能の低下など地域の活力が失われていくことのみならず、学びの選択肢が制限され、学びを支える人材も不足するなど、市民の自由な学びへの影響が懸念されています。

これらの課題の解決に向けて、本市では生涯学習社会づくり基本方針を策定し、人材育成や学びの広がりなどを目指してきました。このたびは、これまでの取組を検証し、新たな情勢に対応していくため改定したものです。この方針を基に、多様化した市民の学習ニーズに対応するとともに、市民の学習に取り組む環境や機会を提供し、学習の成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現を目指します。また、さまざまな課題を市民、市民活動団体・NPO、事業者、教育機関と行政とが連携・協働のもとで解決しながら、生涯学習や地域の振興に向けた取組を展開していきますので、関係者のみなさまのご理解とご協力をお願いするものです。

平成30年3月

長浜市長 藤井 勇治

I. 基本方針策定の趣旨

1 基本方針策定の必要性

本市では、市民が豊かな生活を送ることができるよう、これまでから生涯学習社会づくり基本方針を定め、市民や市民活動団体、行政などのさまざまな主体が取組を展開してきました。また、人口減少や少子高齢化が進行する中であって、市内の各地域では、歴史・文化の伝承やそれぞれの特色に応じたまちづくり活動が展開されてきたところです。

このたび、前方針に基づく取組の成果や課題を踏まえつつ、方針策定後に定めた新たな教育振興基本計画や総合計画が目指す方向性に沿った社会の実現を目指すため、基本方針を改定するものです。

2 基本方針の位置づけ

本方針は、本市の生涯学習施策の中期（おおむね5年間）的な方向性を示すものです。

なお、本市が目指すべき将来像の実現に向けたまちづくりの基本方針である「長浜市総合計画」を踏まえ、教育行政分野における振興を図るため定めた「第2期長浜市教育振興基本計画」やその他関連計画との整合を保ちながら施策を推進します。

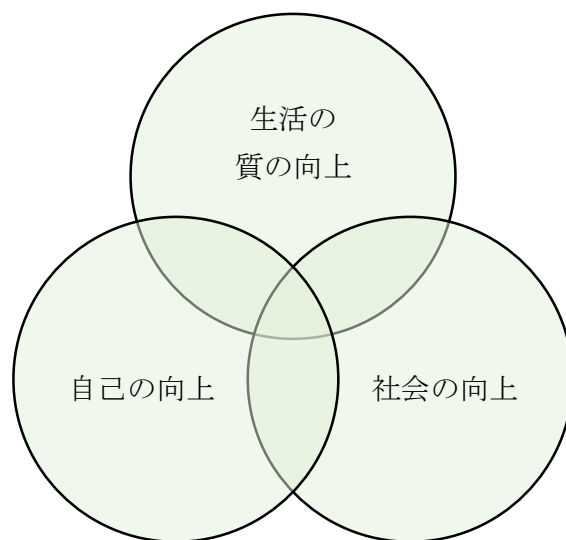
3 生涯学習の理念

教育基本法では、第3条に「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」として生涯学習の理念をうたっています。

本市では、生涯学習を「市民が、家庭や学校、地域社会において、生涯を通じて自発的な意志に基づいて学び、その成果を生活や仕事等に生かすとともに、社会的課題の解決に向けて活動を行うもの」と捉えています。

なお、生涯学習はいつでも・どこでも・誰もが学びを通じて新たな発見、気づきや感動が得られるものです。本市では、学びの場や機会を提供することによって、この学ぶ喜びを広く市民で共有され、市内外で生涯学習が推進されることを願っています。また、これらの活動を通じて人と人とのつながりが広められ、多くの市民が積極的に社会参画されることを期待するものです。

生涯学習の目的



4 関連する計画等

(1) 長浜市総合計画

ア まちづくりの基本目標

「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜」

キャッチフレーズ「Challenge & Creation (挑戦と創造)」

イ 重点テーマ

かがやく：郷土を愛し、柔軟な発想力と多様な価値観を持ちながら次の時代をイメージし、創造していけるような、人が“かがやく”まちを目指します。

みなぎる：地域に関わる様々な主体が連携・協力して資源や産業を磨きあげ、都市の魅力と競争力を高めることで、仕事があり活力が“みなぎる”まちを目指します。

つながる：予想される時代の変化に前もって対応し、暮らしのあり方・価値観を再構築しながら、一人ひとりが幸せを見つけ、日々の生活のなかで“つながる”まちを目指します。

ウ 重点プロジェクト

まちづくりの重点プロジェクトとして次の6つを定め、分野横断的に推進します。

(ア) 郷土に学ぶ「*^{ながはまびと}長浜人づくり」プロジェクト

(イ) みんなで支える「子育て応援」プロジェクト

(ウ) 長浜まるごと「未来のシカケ」プロジェクト

(エ) 身近な自然を活かす「地域環境との共生」プロジェクト

(オ) 人もまちも「結びの輪づくり」プロジェクト

(カ) 安心安全「地域で支えあい」プロジェクト

(2) 教育振興基本計画等

ア 国の教育振興基本計画

国においては、平成18年12月に教育基本法が改正され、「人格の完成」や「個人の尊厳」などの理念に加え、新たに「公共の精神の尊重」や「豊かな人間性と創造性」、「伝統の継承」が基本理念として明示されました。平成20年7月に「教育振興基本計画」が、平成25年6月には「第2期教育振興基本計画」が策定され、4つの基本的方向性と8つの成果目標、30の基本施策が示されています。

イ 県の教育振興基本計画

滋賀県においては、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や歴史文化遺産、先人の教えなどに学び、地域力を生かす滋賀らしい教育を推進するため、平成21年7月に「滋賀県教育振興基本計画」が、平成26年3月には「第2期滋賀県教育振興基本計画」が策定され、『未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ～学び合う支え合う「共に育つ」滋賀の教育～』を基本目標に、3つの方向性を示しています。

ウ 長浜市の教育振興基本計画

長浜市においては、平成22年1月に新長浜市が誕生し、12月には「つながりあい、学びあい、豊かに生きる人づくりをめざす『ながはま』」を方針とした「長浜市教育振興基本計画」を策定しました。その後、平成27年12月には「第2期長浜市教育振興基本計画」を策定しています。

*1 長浜人づくり：市が持つ歴史や風土、文化や資源など様々な魅力を再発見・再整理するとともに、地域の偉人・先人の教えを学び、知恵や知識を伝えることで、進取の気性に富んだ長浜ならではの人材を育成することです。

(ア) 長浜市がめざす教育の姿（教育方針）

つながりあい、学びあい、豊かに生きる人づくりをめざす「ながはま」

教育振興基本計画は、教育活動の主体となる学校、家庭、地域、そして教育行政が担う基本的な役割を明らかにするとともに、それぞれが連携、協力しながら、本市の教育の推進を図るものです。

私たちは、多くのひと・こと・ものと関わり、つながりをもちながら生活しています。今までの営みにおいて人と人との心のつながりを大切にしてきた先人たちの志を後世に引き継ぐとともに、人と人、学校と地域、心と心、あらゆるものをつなぎ、つながり、一体感のある教育を推進することにより、子どもから大人までが郷土に誇りをもち、生涯を通して学びあい、学び続けることのできる環境を創出します。そして、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、心豊かな人生を送れるような人づくりを目指します。

(イ) 6つの基本目標

基本目標1 乳幼児期における就学前教育を充実します

基本目標2 子どもの自立に向けて「生きる力」を育む教育を推進します

基本目標3 学校・家庭・地域のつながりを深め、地域全体の教育力の向上をめざします

基本目標4 地域の伝統・文化を生かし、郷土を愛する心を育てます

基本目標5 いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実を図ります

基本目標6 安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備します

エ 滋賀県の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方

滋賀県では、平成28年3月に「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」を策定し、平成28年度から30年度までの3ヵ年において「滋賀の教育大綱」を踏まえた生涯学習社会づくりの共有と推進のための基本的な考え方を示しています。

目指す社会の姿 『県民一人ひとりが主体的に学ぶことにより「市民性」を育み、人と人、人と社会がつながることで「新しい豊かさ」を実感でき、活力ある社会』

基本目標 『社会の力で市民性を育み、活力ある地域を創生』

重視する視点

1. 市民性の育成 ～社会の一員として、社会に積極的に関わり、課題解決のために行動・実践できる人づくり～
2. 地域創生 ～人口減少を踏まえ、「学び」を行かした互助・共助のある活力あるコミュニティづくり～
3. 次世代への継承 ～次代を担う子どもたちの育成と、目指す社会の姿、地域づくりの仕組みの継承～

Ⅱ. 長浜市における生涯学習の現状と課題

1 生涯学習の現状

全国的な傾向である少子高齢化に伴い、生涯学習の担い手も高齢化・後継者の確保が困難となってきたように、本市の生涯学習を取り巻く環境は、近年大きく変化してきました。スマートフォンやタブレット端末などの情報通信機器の普及は、学びの形態やコミュニケーション方法に変化が見られ、若者に対する情報発信手段として重視していく必要があります。

また本市では、昨今の学びの環境変化に対応して、公民館のまちづくりセンターへの転換と小中学校の「*2 コミュニティ・スクール化（学校運営協議会の設置）」を実施しています。

(1) 公民館のまちづくりセンター化

公民館のまちづくりセンターへの転換は、地域の自主的な取組を促進しながら協働のまちづくりを推進するため、市内に 18 館あった公民館を、平成 29 年 4 月からすべて「まちづくりセンター」へ転換しました。これは、従来の公民館が社会教育法に基づく社会教育の拠点として位置づけていたものから、市の条例に基づいて地域づくり活動の拠点施設とすることで、より積極的に地域課題の解決に向けた取組を進めていただくことを期待したものです。また、従来規制してきた営利活動についても、一定の範囲で可能とすることによって、市民活動団体や地域づくり協議会などが積極的にコミュニティビジネスにも取り組み、持続可能な地域づくり活動を実施することができるようになります。なお、従来の公民館が担ってきた社会教育については、まちづくりセンターにおいても引き続き継続実施することとしており、市民に身近な学びの拠点であることには変わりありません。

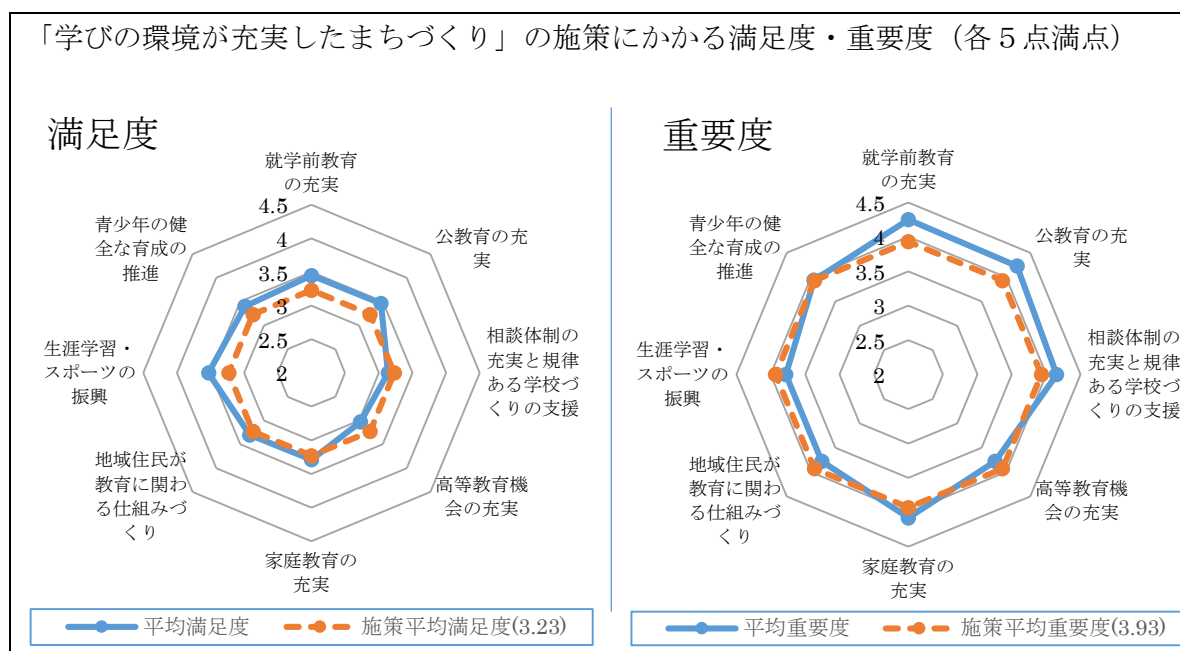
(2) 小中学校のコミュニティ・スクール化

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）は、校長と地域の住民、保護者等が、協働して学校づくりを行うとともに、より透明で開かれた学校運営を進め、地域に信頼される学校づくりを実現するという観点から、地域の住民や保護者等が一定の権限を持って学校運営に参画するものです。本市では、平成 24 年度に滋賀県内で唯一、市域内全小中学校がコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入しており、地域や P T A などとともに地域の特性に応じた取組を展開しています。この取組は、「地域とともにある学校づくり」を進めるため、学校運営に地域の意見を取り入れることによって、学校教育内外において地域づくり活動と学校運営の双方に好影響をもたらすものです。地域づくり活動を進める上でも、学校との連携が容易になるため、より効果的な取組が期待できます。

*2 コミュニティ・スクール化（学校運営協議会の設置）：コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、法律（地教育法第 47 条の 6）に基づいた仕組みです。コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組が行われます。これらを通じて、保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映させることができ、自分たちの力で学校をより良いものにしていくとする当事者意識が高まり、継続的・持続的に「地域とともにある、特色ある学校づくり」を進めることができます。

次に、生涯学習の現状について分析すると、平成 28 年に市が実施した市民満足度調査によれば、「学びの環境が充実したまちづくり」の施策について、「公教育の充実」、「就学前教育の充実」や「家庭教育の充実」といった施策は、重要度も満足度も全施策の平均よりも高く、主に幼少年期での教育の重要性は広く認識され、取組も十分との評価を得ています。しかしながら、「生涯学習・スポーツの振興」や「地域住民が教育に関わる仕組みづくり」については、満足度は施策平均よりも高いものの、重要性はそれよりも低くなっており、認識としては低位ながら取り組む住民自身の欲求を満たし、または地域貢献につながる参画の喜びのため満足度が高いことが考えられます。

このことから、生涯学習は必ずしも一般的に最重要視されていないながら、取り組む人の満足度が高く、充実した時間や成果が得られることがわかります。生涯学習をさらに広げていくためには、きっかけづくりと満足度の更なる向上に向けた仕組みづくりが求められます。



出典：平成 28 年度市民満足度調査

2 これまでの取組の成果

平成 24 年に策定した方針は、「みんながつながり、みんなで作る 長浜のまちづくり」を基本目標として取り組んできました。この基本目標を達成するために「まなぶ」「いかす」「つくる」を 3 つの柱として位置づけ、仲間や地域とのつながりを深め、いきいきとしたまちづくりへつなげていくことを目指してきました。

この中で、「まなぶ」施策については、年齢層に応じた学習機会の提供や子どもの居場所づくりとしての「土曜学び座」の定着、さらには「通学合宿」による地域住民との交流など、一定の成果が見られ、関係者からも概ね肯定的に受け取られています。また、「つくる」施策では、従来の地域団体や社会教育団体のネットワーク力の向上に加え、市民活動センターの開所により、人や組織をつなぎ、組織運営ができる人材を育成する施策を進め、取組を広げていく体制が整いつつあります。

しかしながら、「いかす」施策については、従来から学ぶ人同士のつながりは見られたものの、サークルや勉強会への発展や、学んだ知識の応用や次への展開は十分とはいえませんでした。また、市民が生涯学習講座の指導者となる「市民教授」は、年々講座数が減少してきており、指導者や魅力ある講座の募集方法のあり方も検討していく必要があります。

このように「いかす」方策については、計画的な人材確保と育成につながるような新たな取組や既存施策の枠組みが求められています。

3 課題

全国的な傾向である人口減少と少子高齢化は、本市においても進行しており、地域づくり活動をはじめ各地域の担い手不足とコミュニティの活力低下、学びの機会減少にも影響していると考えられます。

一方、今日のスマートフォンの普及や情報通信環境の高度化によって、欲しい情報はいつでも、どこでも簡単に入手できるようになり、新たな学びの機会が増えてきています。しかしながら行政や公的機関では、情報通信技術を活用した学びの手法に追いついていないのが現状です。また、学びの形態とともに重要となる周知手段についても、必要な人に、必要な情報をしっかり届け、選択して学ぶことのできる仕組みづくりが必要です。特に外出機会が少なく情報通信機器の取扱いに不慣れな高齢者などには、生きがいつくりや介護予防や認知症予防につなげていくため、的確な情報を伝達することによって高齢者の地域での諸活動への参画を促していく必要があります。

また、特にスマートフォンの所有率が高く、一般的に地域との関わりが希薄となる高校生をはじめ若年層は、地域に残ることで今後の人口流出防止や活力ある地域づくりの源になると考えられるため、これらの年齢層に対しては、関係機関と連携しながら積極的に地域との関わりを働きかけるなど、郷土愛の涵養を図っていく必要があります。

Ⅲ. 生涯学習社会の目指すべき姿

本市の生涯学習の現状と課題を踏まえ、今後の長浜市の生涯学習社会づくりの基本的な考え方を基本目標として次に掲げます。

1 基本目標

「みんながつながり、みんなで育む かがやく長浜^{びと}人」

2 基本目標の設定期間

平成30年（2018年）度から概ね5年間とします。

3 基本目標の設定理由

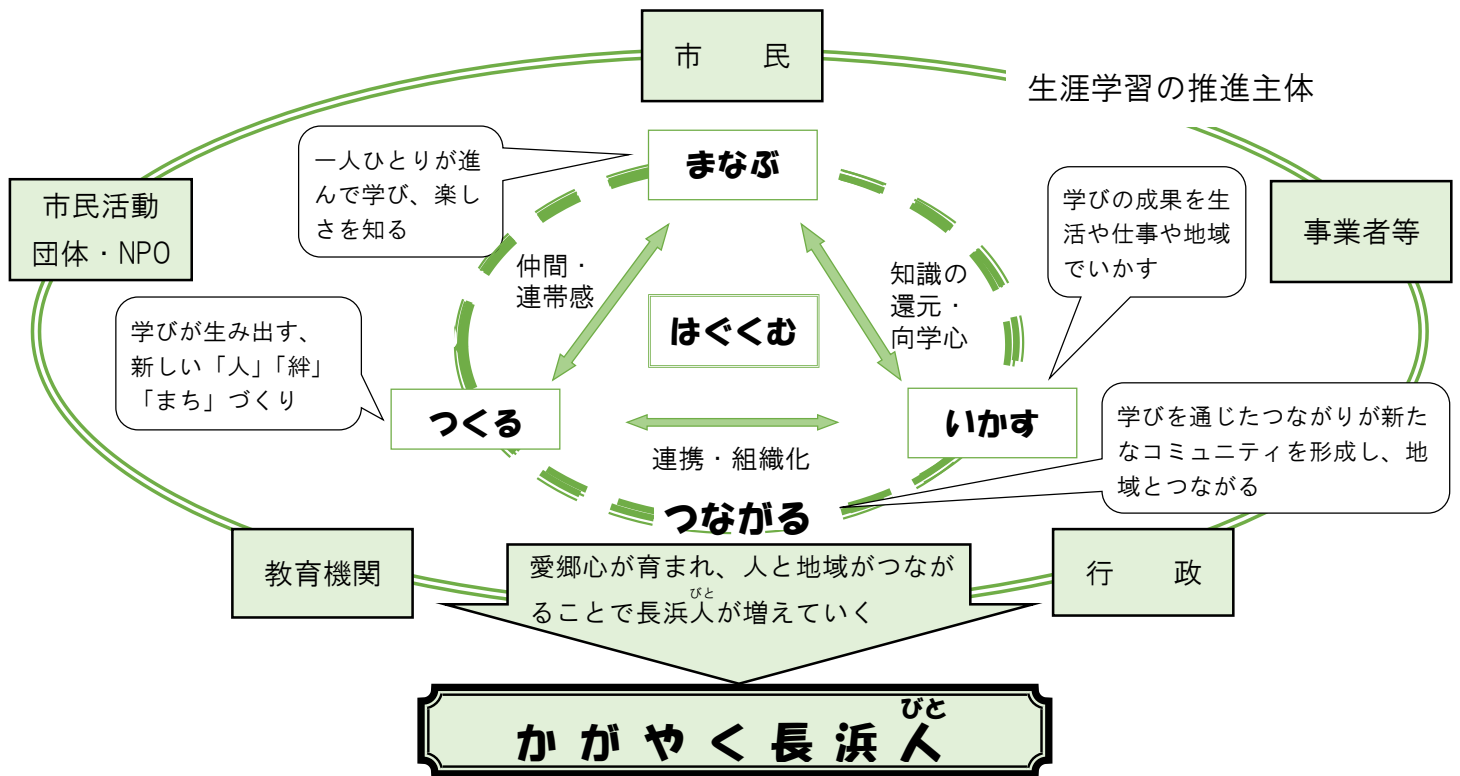
本市におけるこれまでの生涯学習社会づくりでは、「つながる」ことを大切にしながら、「まなぶ」こと、「いかす」こと、そして新たに「つくる」ことを生涯学習社会づくりの重要な柱として位置づけた基本方針を策定してきました。その成果として、様々な事業の中で学習者の「まなぶ」姿勢が高まり、また学ぶ人同士のつながりも広がってきています。

しかしながら、少子・高齢化の進行、若年世代を中心とした市外都市部への人口流出、ライフスタイルや生活環境の多様化・複雑化、情報通信技術の高度化などは、家庭や地域内での人間関係や連帯意識を希薄にするほか、情報や物資の豊富な都市圏へのあこがれを高め、ますます地域文化などの資源を次世代へ継承することが困難になってきています。

このような課題に対処するため、本市では、これまでの施策をさらに充実させ、新たな人と人とのつながりを創生することで人間関係等の希薄化からの脱却を図り、明日の長浜を支える人材を地域で「育む」視点を採り入れます。また、高校生までの世代を中心に「長浜らしさ」のある教育の機会を設けるなど、次世代に「ふるさと長浜」のよさや素晴らしさを継承し、長浜の未来を担う子どもの育成に重点を置いた施策の展開を図ります。

このように学びの成果を地域に生かしなが^{びと}ら「生涯学習」による新しい長浜のまちづくりにつなげ、次世代に継承する「長浜^{びと}人」の育成を図りつつ、豊かな経験に多様な感性を織り交ぜた新しい長浜の学び文化を創生するため、基本目標を「みんながつながり、みんな^{びと}で育む かがやく長浜^{びと}人」として掲げます。

基本目標 【 みんながつながり、みんなで育む かがやく長浜^{ひと}人 】



学びの成果を地域に生かしながら「生涯学習」による新しい長浜のまちづくりを創生し、次世代に継承する

みんながつながり、みんなで育む かがやく長浜^{ひと}人

施策の柱

「まなぶ」	「いかす」	「つくる」	「はぐくむ」
-------	-------	-------	--------

事業の方針

学びの場となる環境の整備	学びを深める人づくり
多様な学びの機会の充実	適切な情報提供

【課題】

- ・人口減少に伴う地域コミュニティの活力低下
- ・スマートフォン普及による新たな情報提供手段への対応
- ・高齢者等への確実な情報伝達の確立と地域社会への参画機会提供
- ・若年層の生涯学習（地域づくり）参画機会の充実

【環境変化】

- ・人口減少・少子高齢化
- ・学びの機会・形態の変化（スマートフォン等の普及）
- ・公民館のまちづくりセンターへの転換
- ・小中学校のコミュニティ・スクール化

【前方針の検証】

- ・年齢層に応じた学習機会の提供
- ・土曜学び座・通学合宿の定着
- ・市民活動センター開所による人材育成体制の整備確立
- ・学んだ知識を応用・展開する施策の不足

IV. 生涯学習社会づくりを推進するための施策の方向性

1 展開する施策

基本目標を達成するため、「まなぶ」「いかす」「つくる」「はぐくむ」のそれぞれの柱に基づいた次の施策を展開していきます。

柱	項目	展開すべき施策	
「まなぶ」 施策	(1) 学びの環境の充実	ア) 生涯学習施設や体制の充実	
	(2) 人生を豊かにする学びの機会の充実	ア) 生きがいつくりのための学習機会の充実	
		イ) 健康づくりのための学習機会の充実	
		ウ) 文化・スポーツ活動の充実	
	(3) 地域の課題解決のための学びの機会の充実	ア) 体系的な学習機会の充実	
		イ) 「地域づくり」につながる講座の充実	
		ウ) 家庭教育に関する学習機会の充実	
	(4) 「まなぶ」ための情報提供	エ) 人権や多文化共生に関する学習機会の充実	
		ア) 学ぶ意欲が出る啓発活動の推進	
		イ) 学びの機会や場の情報提供	
	「いかす」 施策	(5) 学びの成果を生かす機会の充実	ウ) 学習相談窓口の充実
			ア) 子育てサポーター養成講座修了生の活動機会の充実
(6) 地域内での連携促進		イ) 学びの成果を生かす機会の充実	
		ア) 身近な施設での生涯学習推進の検討	
		イ) 地域の意見や特色を取り入れた事業推進	
(7) 「いかす」ための情報提供		ウ) 地域の学校や地域団体との連携推進	
	ア) 生涯学習ボランティアの育成・活用		
「つくる」 施策	(8) 学びを生かすための人づくり	イ) 学びを生かせる機会や場の情報提供の充実	
		ア) 子育てサポーター養成講座の充実	
	(9) 人と人、人と社会の輪づくり	イ) リーダーの育成	
		ア) 子育て支援団体等のネットワーク化	
	(10) 様々な組織や団体がつながる機会づくり	ア) まちづくりセンターサークルの活動推進	
		イ) 社会教育関係団体とサークル間の連携推進	
	(11) 地域・世代を超えた交流の促進	ア) 子育てに関する地域交流等の促進	
		イ) 異世代間交流や地域間交流の促進	
	(12) 「つくる」ための情報提供	ア) 団体交流の機会の情報提供	
		イ) 団体間のマッチング支援	
「はぐくむ」 施策	(13) 地域と学校等とが連携した展開	ア) 地域と学校・教育機関との連携促進	
	(14) 郷土愛を育むための学びの充実	ア) 地域資源を知る機会の充実	
		イ) 青少年を対象とした郷土愛を育む学習機会の充実	
		ウ) 伝統文化の継承機会の充実	
	(15) 豊かな子ども体験活動の充実	ア) 子どもの居場所づくりの充実	
		イ) 地域の人とふれあう通学合宿の拡充	
ウ) 子ども文化の充実			

2 事業の方針

生涯学習社会を実現しようとするときには、学習の場や適切な機会の提供はもとより、推進する人材が必要になります。これらの取組は学習主体のみで実施することが困難であり、また一方で行政の判断のみで進めることも適切ではありません。市民（事業者や^{*3}NPOを含みます）が活動の主体となって学びを深め、地域と一体となって長浜人を育成していくとともに、人とのつながりを広げていくために必要な条件整備を行政が担うことで、より実りある豊かな生涯学習社会の実現を目指していきます。

（1）学びの場となる環境を整えます

市民の身近な学びの場として、まちづくりセンターや文化ホール、体育施設、図書館などが主に活用されることから、各施設の立地環境や特性に応じた、市民にわかりやすい学びの場を提供するよう努めます。

（2）多様な学びの機会を増やします

各年齢層や性別によって学びの関心や重要度も異なることから、あらゆる世代に対応できるような学習種別と機会の提供に努めます。また、市民にわかりやすく系統立ったプログラム編成を目指します。

（3）学びを深める人づくりを支援します

学びを深め広げるには、多様な知識や考えを持った多くの人材を必要とします。知識や技能を習得するばかりでなく、他の機会に共有できる仕組みづくりに努めるとともに、長浜を愛し、地域づくり活動へつながるよう支援していきます。

（4）適切に情報提供を行います

学びの機会を設けたときは、適切に周知することが必要です。地域や対象など、適切な範囲に適切な情報提供を行います。

^{*3}NPO：「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

V. 基本方針の推進に向けて

1 各主体の取組

生涯学習分野では、個人のみならず多くの主体が学びに関わります。それぞれ立場や目的に応じて生涯学習を推進します。

(1) 市民に期待される取組

ア よりよい自分らしさを見つけていくために、自分の学習目的に適した手段と方法を選び、学習活動に取り組むことが大切です。

イ 社会の変化に対応するため、現代的課題や地域課題について学習する必要性を理解して学習活動に取り組むことが大切です。

ウ 学習した成果を自らの生活や仕事、家庭、地域での活動に生かしていくことは、生活の向上を図るばかりでなく、地域社会を豊かにすることにつながります。

エ 地域での学習活動等に積極的に参加することは、学び合いを通して、たくさんの仲間をつくっていくこととなります。

オ 地域団体が主体的に学び合う機会を創り出していくことは、「地域づくり」へのエネルギーになっていきます。

(2) 市民活動団体・NPOに期待される取組

ア 身近な場所で様々なテーマを取り扱う講座が期待されるとともに、広く周知することで取組が多く市民の目に留まることが必要です。

イ 座学のみならず、現地学習やボランティア活動など、学びの形態の多様性が求められます。

ウ 他団体との連携や情報共有がなされ、必要に応じて人材マッチングやステップアップができる体制が期待されます。

エ 新たな取組の創造につながるよう、他業種や他の分野との協働や連携が求められます。

オ ボランティア団体やNPOの活動に参加したい人への情報提供が求められています。

(3) 事業者期待される取組

ア 青少年へのキャリア教育の必要性や市民の職業に関する学びへのニーズに対応した職業訓練施設等からの教育プログラムの提供や、施設設備の地域への開放が期待されています。

イ 商工振興団体や企業等の特色を生かした施設設備の開放や専門性を生かした体験学習講座の提供、さらに、市民の学びへの支援者としての人材を派遣することにより、生涯学習の広がりが期待できます。

ウ ^{*4}ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進は、従業員の生活向上を図るとともに、地域活動への参画を促進することにもつながります。

^{*4}ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるようになること。

(4) 教育機関の取組

- ア 高等教育機関での研究成果を市民に分かりやすく提供する公開講座への関心が高まっています。
- イ 学校のコミュニティ・スクール化により、青少年の地域活動への積極的な参画を促し、活力ある地域づくりに資することが期待されています。
- ウ 郷土の歴史、文化や産業など、より地域を知る教育カリキュラムを取り入れることにより、より地域を愛する人材育成が求められます。
- エ 地域住民が気軽に学校に立ち寄ることのできる環境となるよう、地域と一体となった学校運営への期待が高まりつつあります。

(5) 行政の取組

- ア 行政部局の連携・協力を密にし、全庁的に推進するため、推進体制の充実・活性化を図ります。
- イ 高等教育機関との連携・協力関係を強化するとともに、民間の教育機能の積極的な活用を図ります。
- ウ ささまざまな媒体を活用し、より多くの市民に情報が届くようにするとともに、学習の内容や方法などについての相談に応じられる環境整備をしていきます。
- エ 指導者・ボランティアバンクの充実・整備と生涯学習・社会教育に関する職員の資質向上に努めます。
- オ 市民のニーズを把握し、技術革新等が進む中で変化していく学習活動等に対応した設備・備品の拡充に努めるとともに、施設の適切な維持管理に努め、安心・安全な生涯学習施設にします。
- カ 市民と行政との積極的な相互交流促進に努めます。

2 推進にあたって

生涯学習社会の実現に向けて、あらゆる主体は次の事項に留意しながら取り組むことが求められます。何よりも生涯学習は「いつでも どこでも 誰もが」取り組むことができることを念頭に、学びへの欲求と持ち続け、人と人、人と地域とのつながりも視野に入れておく必要があります。

(1) 協働と役割の認識

今後の生涯学習は、あらゆる組織や団体と協働し、学びの広がりやつながりを意識していくことも必要です。協働にあたっては、協働相手との事前協議や共通認識を深めることによって、それぞれが担う領域や責任区分を確認しておかなければなりません。

(2) 適切な広報

生涯学習・社会教育の取組をより効果的なものとするためには、適切な広報手段により多くの参加者を得ることが必要になります。チラシや広報紙などの紙媒体のほか、ホームページやSNSなどを活用し、各世代に適したPRを行う必要があります。

長浜市生涯学習社会づくり基本方針

－ みんながつながり みんなで育む かがやく長浜人^{ひと} －

平成30年3月

長浜市市民協働部生涯学習文化課

電話：0749-65-6552 FAX：0749-65-6571

Email：syoubun@city.nagahama.lg.jp